

## 1 会計年度任用職員とは？

地方公務員法及び地方自治法の一部の改正に伴い、これまでの地方自治体における臨時・非常勤職員の任用要件が厳格化され、令和2年4月1日より新たに期限付任用である会計年度任用職員制度が新設されることとなりました。

- 会計年度任用職員とは、一会計年度（毎年度4月1日から3月31日まで）を超えない範囲で任用される一般職の非常勤職員です。
- 会計年度任用職員の職は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い「パートタイム会計年度任用職員」と、常勤職員と同じ勤務時間となる「フルタイム会計年度任用職員」に分類されていますが、今回、水俣芦北広域行政事務組合（以下「当組合」という。）で募集する職員は「パートタイム会計年度任用職員」のみとなります。
- 年2回の期末手当の支給（一定要件があります。）や休暇制度の拡充など、現在の非常勤職員と比べて勤務条件が改善されます。
- 地方公務員法の適用となるため、服務に関する規定（法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限等）が適用されます。

## 2 募集概要

### 1) 募集職種、募集予定人数

	A	B	C	D
募集職種	介護保険訪問 調査員	広域クリーンセンター 事務職員	一般事務職員 (消防)	消防業務補助 員
募集予定 人員	9名程度	2名程度	1名程度	1名程度

※報酬額や勤務場所等の詳細は、8 勤務条件等一覧表を参照ください。

### 2) 任用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（勤務成績が良好と認められる場合には、引続き任用されることがあります。）

### 3) 申込資格

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

次のいずれかに該当する方は申込むことはできません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②当組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 申込方法、申込先

「水俣芦北広域行政事務組合会計年度任用職員任用申込書」に必要事項を漏れなく記載のうえ、申込期限までに当組合へ持参、または郵送ください。

#### 1) 申込先

〒867-0003 熊本県水俣市ひばりヶ丘 3-12  
水俣芦北広域行政事務組合 事務局総務課

#### 2) 注意事項等

- ①持参による申込受付やお問合せは、月曜～金曜までの平日の午前8時30分～午後5時15分までとします。(土日や祝日等の閉庁日には受付けておりません)
- ②提出された書類で不備があった場合には不受理となる場合があります。

### 4 申込期限

令和2年1月31日(金)まで ※必着

### 5 選考方法

提出された「水俣芦北広域行政事務組合会計年度任用職員任用申込書」により書類選考(一部特殊な職種や、希望者が多い場合等には面接等を行う場合があります。)

### 6 選考結果、任用等

- 1) 選考の結果は、令和2年2月下旬頃までに申込者全員に通知します。  
(任用予定者へは、任用内定通知書を送付します)
- 2) 当組合の令和2年度予算成立後に正式任用が可能となります。任用予定者には議会終了後(議会定例会は3月中に開催予定)に4月1日以降の詳細についてご連絡しますが、予算の関係上、任用内定通知がなされていても必ず採用されるとは限りませんのでご留意ください。
- 3) 申し込みされて不採用となった方は、当組合の会計年度任用職員候補者名簿へ年度内登録(有効期限:令和2年4月1日～令和3年3月31日)しますので、年度中に欠員が生じた場合等には、候補者名簿の中から書類選考等を行ったうえで中途任用する場合があります。

### 7 その他

- 1) 提出された申込書等の書類は返却いたしません。
- 2) 選考の結果や内容等に係るお問合せには一切お答えできません。
- 3) 申込書に記載された内容(個人情報)は、当組合会計年度任用職員の募集に係る選考、任用手続きに必要な範囲内で利用し、当組合個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

## 8 勤務条件等一覧表

募集職種	A 介護保険 訪問調査員	B 広域クリーンセンター 事務職員	C 一般事務職員 (消防)	D 消防業務補助員
任用区分	パートタイム会計年度任用職員			
募集人数	9名程度	2名程度	1名程度	1名程度
職務内容	介護保険認定に係る訪問(聞き取り)調査、訪問調査表作成等の取りまとめ業務	ごみの計量やごみ処理手数料徴収ほか、ごみの受入れ事務等に係る業務	消防行政事務全般に係る事務補助業務	予防、警防の消防行政手続き事務等に係る業務
勤務場所	水俣芦北広域行政事務組合事務局(水俣市ひばりヶ丘3-12)、又は芦北町内野福祉センター内事務所(芦北町豊岡55-1)	水俣芦北広域クリーンセンター(水俣市築地9-40)	水俣芦北広域行政事務組合消防本部(水俣市ひばりヶ丘3-12)	
勤務日	週5日	週5日	週5日	週4日
勤務時間	5時間45分 (9時～15時45分/休憩60分)	5時間45分 (8時30分～17時までの間でシフトにより変動/休憩60分)	5時間45分 (9時～15時45分/休憩60分)	5時間45分 (9時～15時45分/休憩60分)
休日	土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12/29～翌年1/3までの日(ただし、職種によっては特別に勤務を命ぜられる場合あり)			
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日間)を付与 ※その他、規則等の定めにより夏季休暇等の特別休暇(有給)、無給休暇あり			
報酬	月額 7,400円	月額 6,800円		時間額 1,420円
支給日	毎月10日(月末締め翌月払い)			
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当は、通勤距離に応じて支給(月額、片道2km以上に限る。)</li> <li>・期末手当は、任用期間に応じて年1.45月分(0.725×2)を支給(6、12月) ※任用初年度は6月が期間率0.3となるため、年0.9425月分となる。</li> <li>・その他、勤務の状況に応じて時間外手当や休日手当等の支給あり。</li> </ul>			
社会保険	加入要件を満たす場合には社会保険、厚生年金保険、雇用保険に加入			
災害補償	所属・任用形態等に応じて地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法等を適用			
服務	地方公務員法の服務に関する各規程を適用(服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等)			
資格・免許等	普通自動車運転免許			

## 9 お問い合わせ先

〒867-0003 熊本県水俣市ひばりヶ丘 3-12 水俣芦北広域行政事務組合  
事務局総務課 TEL0966(63)1128、FAX0966(63)2067